

接触確認アプリで通知を受けた者に対する行政検査について

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の対象となる者については、同法第15条第1項及び第3項第1号により
新型コロナウイルス感染症の患者
当該感染症の無症状病原体保有者
当該感染症の疑似症患者
当該感染症にかかっていると疑うに足りる**正当な理由のある者**
とされています。
- また、上記 ~ の具体的な基準としては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年5月13日付け健感発0513第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）別紙の第7（参考1）において、上記の具体的な基準としては、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（その3）」（令和2年8月21日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（参考2）において、それぞれお示ししているところです。
- 接触確認アプリで通知を受けたことを契機に検査を受ける者に対する検査については、上記の基準に則り、行政検査として取り扱っていただけますよう、ご対応をお願いいたします。
- なお、保健所や新型コロナウイルス接触確認アプリ専用相談窓口（別添3参照）に対し、接触確認アプリで通知を受けた者から検査に関する相談があった場合は、陽性者との接触があったことを確認するため、接触確認アプリ内の「**陽性者との接触一覧**」画面により、**陽性者との接触日及び件数を御確認ください。**（参考3）

<p>接触確認アプリで通知を受けた者のうち有症状の者</p>	<p>疑似症患者 (有症状であり、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの)</p>					
<p>接触確認アプリで通知を受けた者のうち無症状の者</p>	<p>直接帰国者・接触者外来等を受診する等して、医師の判断で検査を受ける者(接触確認アプリ専用相談窓口等の案内を受けて受診する者を含む。)</p>					
	<p>上記に該当しない者(帰国者・接触者相談センター(保健所)等への相談を通じて検査を受ける者等)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="727 801 932 1025"> <p>当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者</p> </td> <td data-bbox="932 801 1367 1025"> <p>【濃厚接触者に該当する者】 濃厚接触者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="727 1025 932 1364"></td> <td data-bbox="932 1025 1367 1364"> <p>【濃厚接触者に該当しない者】 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)で、陽性者と接触した可能性がある旨の通知を受けた者(疑似症患者又は無症状の濃厚接触者に当たると保健所長が判断した者を除く)</p> </td> </tr> </table>	<p>当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者</p>	<p>【濃厚接触者に該当する者】 濃厚接触者</p>		<p>【濃厚接触者に該当しない者】 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)で、陽性者と接触した可能性がある旨の通知を受けた者(疑似症患者又は無症状の濃厚接触者に当たると保健所長が判断した者を除く)</p>
<p>当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者</p>	<p>【濃厚接触者に該当する者】 濃厚接触者</p>					
	<p>【濃厚接触者に該当しない者】 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)で、陽性者と接触した可能性がある旨の通知を受けた者(疑似症患者又は無症状の濃厚接触者に当たると保健所長が判断した者を除く)</p>					

2020-08-21

医療法人社団 松伯会 山王クリニック